

第71号議案

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年12月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年蒲郡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成」を加え、「並びに法第142条第11項の規定に基づき、蒲郡市の長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営」を削る。

第2条第1項中「使用し」の次に「、ビラを作成し」を加え、同項第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

第2条第2項を削る。

第3条第1号中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

- (3) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約

第4条第1項中「第2条第1項ただし書」を「第2条ただし書」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要

件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。